

●自然環境の優れた地域でのスノーモービル、オフロード車などの無秩序な使用は、自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を与えることからこれらの影響を防ぐために**自然公園内の特別保護地区や車馬等の乗入禁止区域**が裏面地図のとおり指定されています。

●特別保護地区以外であっても、**樹木を傷つけたり枝を折ったりする行為は原則禁止**されています。

●上記に違反した場合は自然公園法の規定により、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**に処せられることもあります。

禁止区域以外の国立公園及び国定公園区域でも、道路等以外への車両の乗入れは動植物に影響を与えますので、できるだけ避けてください。

自然公園の
自然環境や動植物を守り
これを将来にわたって
保全するよう
ご協力をお願いします

お問合せ先

●十和田八幡平国立公園に関すること

環境省
東北地方環境事務所
十和田八幡平国立公園管理事務所
TEL 0176-75-2728
FAX 0176-75-2746

●津軽国定公園岩木山地域に関すること

青森県 環境エネルギー部 自然保護課
TEL 017-734-9256
FAX 017-734-8072

●目撃情報等に関すること

青森県警察本部 生活保安課・地域課
TEL 017-723-4211

十和田八幡平国立公園

(十和田・八甲田地域)

津軽国定公園

(岩木山地域)

スノーモービルの
乗入禁止について



環境省 東北地方環境事務所

青 森 県

青 森 県 警 察 本 部

